

表彰規程

昭和 52 年 4 月 25 日 制定

- 第 1 条 本会会員で次の項目に該当する者は、当規則により表彰する。
- (1) 本会の発展に功績があり他の模範となった者。
 - (2) 本会の名声を高揚する善行のあった者。
- 第 2 条 表彰の審査決定は理事会が行なうものとする。
- 2 他機関への表彰推薦も理事会が審査決定する。
- 第 3 条 表彰は総会の席で行なうものとする。
- 但し、必要ある場合はその都度行なうことが出来る。
- 第 4 条 表彰は表彰状又は感謝状を授与して行い、副賞を添えることが出来る。
- 第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会にはかり決定する。
- 附 則 この規程は、昭和 52 年 4 月 25 日より施行する。